

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 10 月 3 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和 37 年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 20 号様式の 2 を次のように改める。

2 衆議院（比例代表選出）議員選挙における投票所内のその他適当な箇所の掲示について

年 月 日 執行					選挙管理委員会			
衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示								
名簿届出政党等 の名称								
名簿届出政党等 の略称								
名簿掲載者の氏名及 び当選人となるべき 順位	順位	(ふりがな) 氏 名	順位	(ふりがな) 氏 名	順位	(ふりがな) 氏 名	順位	(ふりがな) 氏 名

備考

- 1 名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第七十五条第三項の規定によるくしで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 2 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿掲載者の氏名」については縦書きとし、「当選人となるべき順位」については横書きとする。この場合においては、名簿による候補者の届出書の記載に従って、振り仮名を付す。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。